

様式第9号（第6条関係）
（交付対象議員用）

支 出 伝 票

		交付対象議員		整 理 番 号														
				1 — 1														
支 出 項 目		1 資料作成費		令和7年3月18日 起票														
支 払 金 額		<table><tr><td>金</td><td>額</td><td></td><td>¥</td><td>3</td><td>9</td><td>9</td><td>3</td><td>0</td><td>0</td><td>円</td></tr></table>						金	額		¥	3	9	9	3	0	0	円
金	額		¥	3	9	9	3	0	0	円								
内 容		市政報告作成（デザイン、印刷、製本費） 1万部×2種類				按分割合		100%										
《領収書添付欄》																		

御 請 求 書

令和7年3月16日

西牟田 勲 様

下記の通り御請求申し上げます



株式会社 [Redacted] ク企画
代表取締役 [Redacted]
千葉市中 [Redacted] 12-12
中央土地 [Redacted] 06号室
TEL: 04 [Redacted] 2800
FAX: 04 [Redacted] 2810

合計金額 ￥ 399,300/

事業者登録番号: [Redacted]

品 名 ・ 仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
・ B 4 印刷 (4C/4C) 90k				-	
両面 十字折り (2つ折り→2つ折り)	10,000	枚	14.0	140,000	
版下作成費 (1部)	1	式	38,000	38,000	
(2部)	10,000	枚	14.0	140,000	
	1	式	38,000	38,000	
				-	
送料	1	式	7,000	7,000	
				-	
				-	
				-	
				-	
				-	
				-	
				-	
小 計				363,000	
消費税 (10%)				36,300	
合 計				399,300	

領 収 証

羽生田 勲 様

2025年3月18日

¥ 399,300 -

内 訳	
代金	363000
消費税	36300

但し「市政報告」会報印刷代 (10000部×2冊後)
上記の金額正に領収いたしました

株式会社 メロウリンク企画

〒260-0013 千葉市中央区中央 4-12-12

中央土地建物ビル 206号室

TEL:043-216-2800 FAX:043-216-2810

事業者登録番号: T7-0400-0100-7496

扱 者 名





市川市議会議員

西牟田 いさお

にしむた 勲

市政報告

令和7年2月議会で会派「新しい流れ」を代表して行った、代表質問の内容をご報告します。ご一読いただき、ご意見等をお寄せいただければ幸いです。

●ICHIKAWA プレウェディング施策

今回の施政方針で新規施策として提案された本事業は、市長が発表してから全国初の施策として新聞にも報道されるなど注目されました。結婚前のカップルに対し家賃補助を行う制度ですが、制度の内容、設計には課題もあり、質問を通じて、他市がやらないには、やらない理由があるということがわかりました。



質問概要 本市は子どもが生まれたら他の自治体に転出してしまう流出人口が多いことが課題と認識していたが、結婚前の若い世代に対する家賃補助は、課題認識とポイントがずれていないか。本人の意思確認だけで補助金を給付することに問題は無いのか。結婚のように法的証拠書類が無い以上、結局は悪意を持った詐欺を防止できない制度ではないか、見解を質す。

答弁骨子 一定期間、本市に居住することで本市の魅力を感じて住み続けたいと思ってもらうことで、定住人口増加に寄与すると考えている。補助金の申請の際には、必要に応じた調査・確認への同意を求めるとともに、面談による意思確認を行うことで状況を確認していく。

補足説明

いずれも質問への的確な答弁になっていません。議会では本事業を外した予算の修正案が可決されたことにより、本事業は結局、今議会では否決された格好となりました。

●市立小学校教員の勤務実態の現状

小学校教員の市民の方から、副担任のいない小学校では、授業のある時期には他の教員に授業を依頼して休みを取りにくいとの相談を受けました。気軽に頼める先生がいれば可能ですが、必ずしもそういう状況にあるとは限りません。休暇取得日数のデータを見れば、休暇取得が順調に行われているように見え、夏休みや冬休みの時期に集中して取られているなどの課題もありそうです。

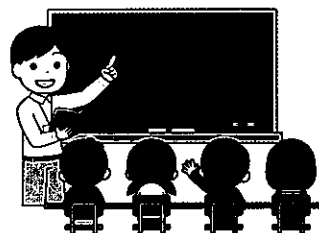
質問概要 市立小学校の休暇取得などの勤務実態の現状について。副担任制などの小学校担任の休暇取得のサポート体制について伺う。

答弁骨子 今年度、本市では教員1人あたり、小学校で約20日、中学校で約16日の年次休暇を取得している結果となっている。概ね1年間の付与日数分を取得できていると考えている。しかしながら、休暇取得の時期が長期休業期間に集中しており、授業期間中については、一月あたり1日の取得にも満たないという結果となった現状もある。担任以外の教員がクラスの授業を担当するなどの体制を整えているが、負担を掛けるとの思いから、平日に年次休暇を取得しづらいと考える教員がいることも事実。

現在、小学校に副担任を配置する制度はなく、担任以外の教員は学校に3名程度となっており、毎年、県教育委員会に追加配置を要望している。今後も継続的に教職員の休暇取得の推進に取り組む。

補足説明

教員の配置増加が実現されれば、それに越したことはありませんが、簡単ではないと思われます。学校に限らず職場で休暇を取得するに際しては、周りに何がしかの負担を強いることになるので、そこは人間関係や配慮の部分で解決できる部分もあるのではないのでしょうか。課題解決には、教育委員会はもちろんですが、現場の校長、教頭も含めたリーダーシップが必要になるものと考えます。



●市立小中学校におけるセクシャルハラスメント

小中学校で行われているセクハラ調査については、過去の議会で質問していますが、最近も本市で教員による盗撮事件が発生するなど、学校現場における性的加害の問題は後を絶ちません。子どもたちを守るために厳しい対応が求められます。



質問概要 昨年12月に小中学校の定期セクハラ調査が実施されたと聞いているが、その結果及び、今般の盗撮事件に関し調査の効果と今後の対策について伺う。

答弁骨子 今回の調査結果は集計及び分析中で回答できる段階にない。本調査は児童生徒がセクハラ等について正しい知識を得るとともに、セクハラ行為が行われていないか考える機会となっており、このことが教職員によるセクハラ行為等の抑止につながるものと考えている。今後も調査を継続するとともに、学校としての児童生徒に対する意識の向上を図る取り組みを進める。

補足説明

昨年、国会で日本版DBS法案が可決しました。この制度を施行しても犯罪歴のある人物しか教員免許の制限対象とならず、犯罪歴の無い者に対しては、防ぎようがありません。DBS法本家の英国では、懸念がある人物もリスト化し、学校に情報提供しています。東京都では外部通報窓口を設置し、性加害を受けた児童生徒が学校を通さず直接、相談できる窓口を設けています。

こうした事例も参考に、子どもたちの安全を最優先に考える教育環境の整備を働きかけて参ります。

●子どもの貧困対策

本市の子どもの貧困問題で過去に質問した際に、令和4年度の小中学校のアンケート調査で「過去1年間にお金が足りなくて家族が必要とする食料が買えないことがあった」という回答が1割近くあったと答弁されています。「食べたいものが」ではなく、「家族が必要とする食料が買えなかった」です。本市でも相当数の子どもが、十分な食料が得られず、憲法25条で保障する「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」が、守られていない可能性があります。

子どもには何の責任もありません。この権利を守る責任は、国家、行政、社会が果たすべきものと憲法は規定しています。私はこの問題を何より最優先の政治的、社会的課題だと考え、何度も質問しています。



質問概要 市立小中学校の児童生徒を対象とした貧困に関する調査の実施状況。今後、子どもの貧困状態をどのように把握していくのかについて伺う。

答弁骨子 令和4年度に市立小中学校の児童生徒を対象に「子どもの生活状況に関する実態調査」を実施した。この調査結果では、本市にも困窮する子育て世帯が少なからず存在することがわかった。この結果をもとに市川市子どもの貧困対策計画を令和6年3月に策定し、様々な施策を進めている。この子どもの貧困対策計画は、本年度中に策定予定である市町村子ども計画と統合する方向性で現在策定作業を進めている。

本市の市町村子ども計画は、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする予定であり、この期間中に、子どもの貧困状態を把握するための調査の実施について検討する。

補足説明

答弁にある対策計画を統合するなどということも行政の手続きなので、重要かもしれませんが、その結果、令和7年度から子どもの貧困状態を把握する調査を実施するというスピード感は、愕然とせざるを得ません。今、十分な食べ物も得られない子どもたちが、わが市川市に多数いるというのに、行政手続きに時間を掛けている場合ではないでしょうか。今すぐにでも調査を実施し、同時に必要な施策を立案、補正予算を組んでも実行するような、緊張感のある対応を望みます。

政治的にアピールしやすい給食費無償化や、保育の無償化には多額の予算が投じられているのに、どうして子どもの貧困対策には同等の予算が振り向けられていないのか。

私は政策の優先順位が間違っていると主張しました。

●塩浜2丁目市有地活用事業

塩浜2丁目の市有地を定期借地方式でプール付きの施設を民間企業に開発してもらう公募については、当初予定から遅れており、素案を公開して関心のある業者の意見を聞いて、公募条件を見直すという状態にあります。

質問概要 素案公開の結果と募集要項の見直しの進捗状況、今後の計画について伺う。

答弁骨子 個別対話において民間業者からの質問として、賃貸期間の延長や、PFI方式への変更等への手法変更の可能性について質問が寄せられた。結果を踏まえ、募集要項で示す要求水準等に係る公募条件について、改めて精査している。令和9年夏の供用開始を目指し、整次第速やかに公募を開始する予定である。

補足説明

この場所にプールを建設して民間業者として採算が取れるかどうかという点は疑問のあるところですが、北部のプールの代替として是非とも公募条件通りの施設開業を願うところです。市民の財産である市有地の活用ですから、議会でも、しっかり情報公開を求め進捗を監視して参ります。

●国の地方創生関連予算の活用について

石破政権は地方創生関連予算を倍増することを打ち出し、地方の創意工夫を引き出すことを掲げています。これまで本市は不交付団体ということで、交付金等の配分が他自治体に比べ劣っていた面もありますが、創意工夫、やる気次第で予算を付けるという石破政権の政策は、大きな好機ととらえ、他市に無い政策を提言して補助金、交付金を獲得したいものです。

質問概要 地方創生関連予算について近隣自治体と比較した本市のこれまでの活用方法の特徴。石破政権が掲げる地方創生交付金の倍増政策をどう生かしていくのかについて伺う。

答弁骨子 近隣自治体においても、国から例示される事業などを参考に活用している。本市においては、外出を控えていたゴールドシニアを支援する「チケット75」を実施するほか、第2子保育料無償化を前倒しで実施。デジタル地域通貨ICHICO事業に活用してきた。今回の交付金ではメニューの変更があり、先進的な防災の取り組みや地域の多様な主体の参加できる仕組みの構築など、ソフト事業の一体的な支援が可能となった。

補足説明

コロナ対策臨時交付金から始まった地方自治体に対する臨時交付金は、岸田内閣で「デジタル田園都市国家構想交付金」と名前を変えて継続され、今回石破政権では、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」という名前に変わりました。そして総額が倍増されるとともに、答弁の通り、先進的な取り組みにも柔軟に交付金が支給されることとなりました。私がデジタル地域通貨の項で指摘したデジタル通貨をブロックチェーンベースで開発して、地域のデジタル基盤として活用し、DAO（自律分散型組織）やNFT（非代替性トークン）などのデジタル技術と連携して「地域の多様な主体の参加できる仕組みを構築」して欲しいと主張しました。

●市川市犯罪被害者等支援条例

犯罪被害者を支援することに何も異論はありませんが、本条例のように、誰もが反対しないような条例制定は、政治的パフォーマンスに利用されがちです。既に法律で「犯罪被害者等支援法」があるにも関わらず、あえて今、条例を制定する必要性、必然性があるのかについて質問しました。

質問概要 既に法律があるのに条例を制定する必要があるのか。条例制定の立法事実、法では抜け落ちていて、あえて条例を制定しなければならない理由は何か。第5条「市民の役割」は、市民の自由を縛ることにならないか。市民の内心の自由に踏み込むもので、個人の思想・信条に対する干渉として憲法19条に反するおそれがあるのではないか。

答弁骨子 国の基本計画において支援の実施には、国や地方公共団体等が相互に連携・協力し、重層的な支援を行うことができる仕組み作りが必要であるとしている。それぞれが役割を果たし連携して対応することで、途切れの無い支援になるとされており、条例制定について整合性は図られていると考えている。本条例で規定する市民等の役割は、市民等の自由を制限するものではなく、市民等には犯罪被害者への配慮が必要であることを理解し、協力していただきたいとの考えから規定したものである。

補足説明

再質問において、第5条の事業者に対して「就労、就学等についての十分な配慮」を求めているのは、「採用等に際し犯罪被害者等への格別な配慮を強制することとなり、憲法で保障する経済活動の自由の原則に反しないか」との質問に対し、「手続き面での配慮について協力を依頼する規定であって、事業者の行動を縛るものではなく、憲法に反するものではないと考える。」との答弁がありました。条例は法律と同じく継続して存続するものであり、立法者の意図と離れて条文の解釈のみが判断根拠とされるものですから、制定にあたっては、慎重な審議が必要であると考えます。

●下水道工事をめぐる贈収賄事件

本市の下水道工事をめぐる贈収賄事件に関連して、昨年8月1日付け産経新聞によれば、本市下水道部次長の逮捕を受けた緊急記者会見において田中市長は「下水道部長の経験者が定年後、地元の建設業協同組合に再就職した」と述べています。そのような再就職が事件の温床となったのではないかと疑われる事案です。

質問概要 本市元職員が再就職をした実態があるか、そのような再就職は、いわゆる天下りではないか、本市において再就職の斡旋を行っているのか。さらに今回の事件の公判に関する報道によれば、容疑者の証言として、過去に本市の入札において、職員が近似値を業者に教示していたとされるが、そのような事実はあったのか問う。

答弁骨子 同組合に本市元職員が再就職していたことは把握できたが、勤務条件等は承知していない。国家公務員法が国家公務員の再就職斡旋を規制していることを勘案し、本市においては実施していない。下水道工事に係る予定価格の漏洩については、報道があったことは承知しているが、現状において、その実態は把握していない。

補足説明

これほど重要な証言について報道があったにも関わらず、「現状において実態は把握していない」という、人ごとのような答弁には、あきれるばかりです。再質問において、今後、調査もせず放置するつもりなのか、という問いに対し、「組織風土の改善も含めた再発防止策を講じるために必要があると判断した場合には、調査を実施し実態を明らかにしたいと考えている」との答弁でした。実態を明らかにしたくないともとれる答弁だと感じました。引き続き、この問題は取り上げたいと考えています。

●EBPMの導入

EBPMとは「根拠に基づく政策立案」の意味で、内閣府によれば「政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで、合理的根拠（エビデンス）に基づくものとする」とされています。さらに言えば、首長の思い入れや、思い付き、政治的パフォーマンスによることなく、合理的根拠に基づき、政策目的を明確に公表したうえで、その目的の達成状況など結果についても、客観的な評価を公表するという意味で、重要な原理、原則であると考えています。

質問概要 市の政策においてEBPMを活用している事例について。また今後政策目的の明確化、政策効果の検証において、どのようにEBPMを活用するか伺う。

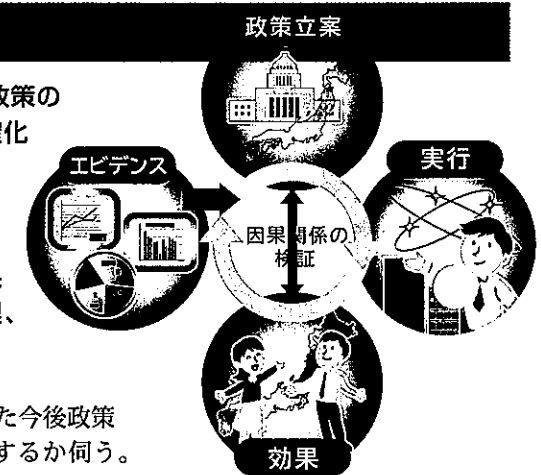
答弁骨子 本市では総合計画の策定にあたり、人口統計などいわゆる客観的な根拠として各種統計資料を活用している。例えば子育て世帯の流出という事実に基づき、給食費の無償化や第2子以降の保育料無償化などの子育て施策を行っている。根拠（エビデンス）なき願望や見当違いの展望に基づく目標の設定などにより施策が打ち出されないよう、スピード感のある無駄のない政策立案は重要であると認識している。

補足説明

政策目的が明確になれば、後に政策の評価も客観的に行うことが可能です。費用対効果のバランスも含め、政策の優先順位、予算という限りある貴重な資源の配分が適切であったかなど、包括的な評価も行っていく必要があると考えます。我々の貴重な税金で賄われる政策が適切に行われているか、市民も巻き込んだ客観的な議論が行われることが望まれます。

.....
皆さまのご意見、ご要望をお聞かせください。

【連絡先】〒272-8501 市川市八幡1-1-1 市川市議会 会派「新しい流れ」控室 にしむた 勲（電話 090-7411-8978）
isaonishimuta@gmail.com





市川市議会議員

西牟田 いさお

にしむた 勲

市政報告

令和7年2月議会で会派「新しい流れ」を代表して行った、代表質問の内容をご報告します。今回は2月議会の代表質問ということで、質問時間も2時間と十分にあることから、内容も多岐にわたりますが、どうか、ご一読いただき、ご意見等をお寄せいただければ幸いです。

●保健医療福祉センターの土地・建物に関し、売却期限を過ぎても市が保有している件

リハビリテーション病院が民営化された際、令和5年度末を期限に土地・建物を後継業者に売却する協定を結んでいます。売却期限を既に1年経過した現在も、未だ履行されていません。市の説明では、解決を図るための調停が行われているということですが、なぜ当初の予定通り売却が進んでいないのか、経緯や課題について質問を行いました。

質問概要 公募により民営化が決まった平成31年4月1日に土地・建物を最低13億1千万円で譲渡することが決まった。猶予期間が5年間設けられており、それでも令和5年度末までに譲渡期限が到来した。なぜ現在に至るまで譲渡が実行されていないか理由を問う。

答弁骨子 市としては後継医療法人が、その責任において医療法に適合した購入がされるものと考えていたが、医療法上、令和12年度末まで事業運営を委託している介護老人施設とデイサービスセンターを運営している各法人に対する貸主としての地位を引き継げないとの課題がある。民営化された3つの事業を3法人が運営している権利関係の複雑さがあることから、民事調停を活用した協議を進めている。既に5回の調停が実施されている。

補足説明

医療法人が医療法上、不動産賃貸事業ができないことは、民営化時からわかっていたことであり、医療法人の責任で対処すべきこととは言え、市も無責任過ぎる対応だったのではないのでしょうか。結果的に譲渡が既に1年遅れており、11億円強の資金が回収できていないことは、金利もゼロではない時代にあって市の損失も小さくありません。調停中という答弁ですが、法的強制力のない調停で事態が収拾できるのか、譲渡代金が早期に回収できるのか、引き続き監視して参ります。

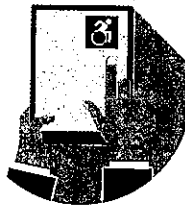
●本市ウェブサイトにおけるアクセシビリティ～昨年、質問以降の改善効果

アクセシビリティという用語に馴染みのない方も多いかもしれません。情報へのアクセスのしやすさという意味ですが、ホームページを閲覧するのに、障害のある方でも見やすいようにアプリ等で支援することは、特に行政や大企業には、義務付けられる世界的な規制です。

市川市ホームページを開いていただくと、上部に赤いアイコンがあります。これがアクセシビリティ改善のツールを示しています。以前は横に並んでいるアイコンと同じ色だったものが、私が昨年9月議会で質問した後に、わかりやすく目立つように赤色に変更されたものです。

質問概要 本市ウェブサイトのアクセシビリティについて、私は令和6年9月議会で、閲覧支援ツールの切り替えボタンが探し難いことを指摘し、改善を提案した。その後、切り替えボタンを赤色に変更。表記も日本語にいただき、わかりやすくなった。変更後の成果について伺う。

答弁骨子 令和5年度は月平均約80件だった新規の利用者数が、令和6年9月には約500件、10月には600件を超えるなど目に見えて増加した。今後は新しいシステムにおいて、現在は運用事業者が2週間に1度点検しているアクセシビリティ・チェックを、ページが更新されるたびに、公開前に自動的に行う機能の追加を検討している。これによりアクセシビリティの基準に到達しないページは公開されないこととなり、ウェブサイトのアクセシビリティを高い水準で保つことができると考えている。



補足説明

本市ウェブサイトの閲覧支援ツールは、世界で最も厳しいと言われる欧州のアクセシビリティ基準に対応した、フランスのファシリティ社製のものが導入されています。昨年、質問を行ったのも、私があるセミナーで同社のプレゼンテーションを聞いたことがきっかけでした。それまで私もアクセシビリティに関して、あまり知らなかったのですが、同社のプレゼンで、市川市も内閣府や総務省のホームページと並んで導入先に名を連ねているとのコメントがありました。そこで改めて本市ウェブサイト調べても、閲覧ツールの使い方が分からなかったことから、ファシリティ社担当者に市川市役所に来てもらって、市の担当者を交えて協議を行ったことから質問に至ったものです。答弁の通り、目立つように変更した効果は大きく、以前は、せっかくの閲覧ツールが「宝の持ち腐れ」状態に置かれていたことがわかりました。

情報公開、知る権利は民主主義の根幹をなすものです。全ての人が情報にアクセスできるようにすることは、政府、自治体、企業の義務であるという考え方からアクセシビリティに関しては、先進国では厳しい義務付け等がなされています。閲覧支援ツールは、私のような老眼で細かい文字が読みにくいといった障害にも対応しています。是非、皆さまも本市ホームページで試してみてください。

●市川市急病診療所の繁忙期の業務について

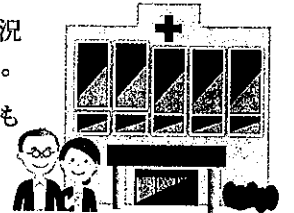
病院が休患となる年末年始の期間でも応診してくれる、本市の急病診療所の存在は心強いものです。全ての自治体が同様の急病診療所を設置しているわけではありません。インフルエンザが流行したこの年末年始は、たいへんな混雑だったと聞きます。待ち時間などの状況や繁忙期の業務体制について質問しました。

質問概要 急病診療所の繁忙期の業務について、この年末年始の待ち時間はこういった状況だったか。また次の年末も同様の状況が予想されるが、何か対策を検討しているか伺う。

答弁骨子 昨年12月28日から1月5日までの患者数は約3500人で1日500人を超える日もあった。そのため受付から診察まで3時間以上、会計や薬のお渡しまで含めると5時間近くお待ちいただく状況だった。来年度以降の運営については、関係機関と協議していく。

補足説明

年末年始の一般の医療機関が休患期間となる時期と風邪やインフルエンザの流行期間が重なることから患者が集中し、やむを得ない面もあると思いますが、5時間待ちは患者さんにとっては、つらい状況です。私からは、コロナ禍以降、規制緩和でサービスが拡大している、オンライン診療も導入して重症患者以外は、来院しなくても薬まで入手できる仕組みを導入検討することを提案しました。



●公益通報制度～制度改善の概要について

私は昨年12月議会で「弁護士等、本市から独立した中立の通報窓口を設けるべき」と訴えました。この2月議会の市長の施政方針によれば、外部窓口を設けることが示されました。公益通報制度に関する職員アンケートの結果、制度の実効性を高める政策について質問しました。

質問概要 職員アンケートにおける本市内部公益通報制度の認知度調査の結果と、職員に「通報者が保護され、不利益な取り扱いを受けないと信頼できるか」などの本市内部通報制度に対する信頼度を調査する意思はあるか伺う。また不利益な取り扱いを監視するモニタリング機関を設置するほか、内部公益通報の件数にとどまらず、その概要や処理状況についても定期的に公開する意思があるか伺う。

答弁骨子 アンケート調査の結果、職員の約半数が本市内部公益通報制度の存在を知らないという実態が明らかとなった。モニタリング等の機能は、適正な制度運用を担保するための手段であり、職員が制度を信頼し、通報等しやすい環境の整備にも資すると考えられることから、今後コンプライアンス委員会の意見も聴取しながら検討したい。また他自治体の状況も踏まえ、内部公益通報に係る各種件数のほか、その概要や処理状況も公表することを検討していきたい。

補足説明

兵庫県の事例は、百条委員会の設置、知事の再選を経て、いまだに尾を引いている問題ですが、本市でもパワハラなどの事案が起こり得ないとは言えません。また下水道部職員による贈収賄事件も発生しており、こうした不正を防止、摘発する意味から、内部公益通報制度は重要な機能です。外部通報機関設置は決まりましたが、さらに実効性を高める取り組みを要望して参ります。

●防犯対策の強化のための警察との連携

市長は施政方針演説で「犯罪を未然に防ぐには、一人ひとりの心がけが必要です」と述べています。市民は自主的な防犯パトロールの実施など、できる限りの対策を講じているのではないのでしょうか。それでも本市でも最近、重大な事件が発生した他、私の周りでも複数の空き巣被害が発生しています。

最近の組織的、無差別な凶悪犯罪に対処するには、個人の心がけでは、ほぼ無力であり、警察との連携によらなければ対抗できないと考えます。頻発する空き巣被害は、どこでどれだけ発生して、そのうち犯人が特定されて解決したのは何件か。そういった情報が、市民には伝えられていません。

質問概要 警察との連携による具体的な施策について問う。AI 機能付き防犯カメラの導入や、警察による犯罪発生情報の開示、検挙率の公表を市川市から警察に要望することはできないか問う。

答弁骨子 本市は、令和2年3月に市川・行徳両警察署のほか、関係機関と特殊詐欺撲滅に関する協定書の締結。警察を含む様々な関係機関と地域安全に関する覚書を締結し、連携を図っている。「街の安全パトロール」「街頭犯罪防止キャンペーン」の実施などで連携。両警察署からの犯罪発生情報をメール情報配信サービスにより市民へ情報提供するほか、電話 de 詐欺と思われる受電が多発した場合には、市の防災無線を活用して注意喚起を行っている。

AI 機能付き防犯カメラについては、情報収集するとともに調査・研究したい。犯罪発生状況については、市町村別ではあるが、千葉県ウェブサイトで公表しているが、検挙率については公表していない。公表された以上の情報が公表できるかどうか千葉県警察と協議していきたい。

補足説明

警察のご努力には敬意を表するところですが、公務員であり税金を使って活動する国民の公僕である以上、検挙率等が都合の悪い情報であったとしても、国民の安心につながる数字であれば、公表すべきではないでしょうか。犯罪防止、撲滅には市民の協力が必要なことは、言うまでも無く、警察と市民の協力が何より重要だと思います。引き続き連携強化の施策について、議会でも協議したいと思います。

●新電力会社

施政方針で市長は、新電力会社を「カーボンニュートラルの取り組みの核となる」と謳っています。私は過去にも新電力会社については質問していますが、今回は会社が設立されたことで、新会社に関わる具体的な質問を行いました。

質問概要 施政方針では「新電力会社の利益を環境政策に充当する」としているが、新電力会社の事業計画では、どの程度の利益を見込んでいるのか。田中市長が新会社の社長に就任することで、市川市の代表と新電力会社の代表が、どちらも田中市長となり、利益相反に該当する可能性があるのではないか。

また民法上の双方代理に抵触するおそれがあるのではないか、市の見解を問う。

答弁骨子 新電力会社の収支については、売上として約10.5億円、電力調達等の支出として約10.2億円、差し引きの利益として年間約3千万円を見込む。市川市と新電力会社は代表者が同一であり、2者が会社契約を行うことは、会社法第356条の利益相反になることがある。そこで新電力会社では代表取締役を2名とし、市川市との契約においては、もう一人の代表取締役と契約することについて、株主総会に諮り承認を得ている。これにより利益相反の問題はない。また同様に同一人物同士の契約とはならず、民法108条の双方代理にはあたらない。

補足説明

答弁の通り代表取締役を2名とすることで、法的問題はクリアできるとしても、田中市長が代表取締役である以上、両者の組織内で影響力を行使する懸念は拭いきれず、市長肝いりの新会社の利益のために、市川市の利益を犠牲にする可能性にも疑念が持たれる懸念もあります。かような、あらぬ疑念を持たれる可能性のある市長が代表取締役を兼務することには、反対することを申し上げました。

●下水道を始めとするインフラ老朽化対策

下水道の老朽化対策は日本全国共通の課題です。高度経済成長期に一気に進んだ、下水道設備の耐用年数に近づきつつあるからです。道路陥没などの事故が各地で発生しています。

質問概要 八潮市の道路陥没事故後に実施した、本市の調査結果と下水道設備老朽化の危険性についての現状認識と対策について問う。ドローンなどの新たな技術を導入して実施できないか問う。

答弁骨子 点検内容は下水道管路のうち、幹線管路等が敷設されている道路、および管路内部の状況確認を行った。調査の結果、これらには異常が無いことが確認された。本市の下水道管路の調査においても、管路内で自走式のカメラを使用した調査を複数回行った実績がある。ドローンについては機器の移動の迅速性など、効率的ではあるが、適用できる管路の大きさや、調査時間などの制約もある。新たな技術の導入については、他市事例などの情報収集を行い、最適な手法について調査研究していく。

補足説明

本市では下水道普及率が100%に到達していない一方で、既存の設備の耐用年数、老朽化が心配される場所です。下水道会計も厳しい中ではありますが、何より事故が起こってからでは遅いので、万全な安全対策について今後も質して参りたいと思います。

●デジタル地域通貨 ICHICO

デジタル地域通貨については、過去に何度か質問してきています。私はブロックチェーンベースで通貨を開発し、地域のデジタルインフラとしても機能させるのであれば、大きな可能性がある一貫して主張しております。現状のICHICOはそうっておらず、プレミアムを付けて流通を図っているだけで、持続可能性が無いばかりか、これまで市が示している経済効果の算定方法にも大いに疑問があるとの質問を行いました。

質問概要 デジタル地域通貨について、これまでかけたプレミアムポイント付与、及びその他経費の概要。経済効果9億7千万円の中には、スーパーなど市外が本社の企業が含まれるが、この売上を本市の経済効果に含める根拠は何か。

答弁骨子 令和5年度の費用はプレミアムポイントの費用が約1億8千万円、システム等の費用が総計約4800万円。令和6年度は見込みで、ポイント費用が約1億7千万円、その他の費用が約1億300万円となる。9.7億円と算出している経済効果の全てが、直接、本市にもたらされたとは限らないと考えている。一方で、市外企業が経営する店舗も含めて、市内全体の消費が喚起されれば、店舗の業績が上向くことで、従業員の所得増加、雇用の創出が期待できるほか、地域の賑わい創出や、街の魅力向上といった数字には表れない効果も得られると考えている。

補足説明

プレミアムとして3億5千万円、その他経費として1億5千万円の合計約5億円もの費用（税金）を投入しています。市は経済効果が9億7千万円あると主張しますが、その内訳を聞いてみると、利用者のアンケート調査を基に「市外から市内へ消費を呼び戻した額」が4億8千万円、「普段より消費額が増えた消費喚起額」が3億円、さらに消費喚起額が及ぼす二次的波及効果が1億9千万円という算出根拠です。今回質問したように市外業者でも店舗が市内にあれば、利用額も「市外から市内へ消費を呼び戻した額」に算入して計算されていることや、上記答弁にあるような「風が吹けば桶屋が儲かる」的な、いい加減な根拠で「数字には表れない効果も得られる」などと、経済効果の数値計算根拠としては、あり得ない非科学的な開き直りの回答としか思えない答弁が行われる始末です。

5億円の市税を投入するのであれば、ブロックチェーンベースで開発したとしても優にお釣りがくる、将来に残る資産としてのデジタルインフラが構築できたと思うと残念でなりません。これからでも遅くは無いので、本市の将来のために、引き続き議会で主張して参りたいと思います。

.....
皆さまのご意見、ご要望をお聞かせください。

【連絡先】〒272-8501 市川市八幡1-1-1 市川市議会 会派「新しい流れ」控室 にしむた 勲（電話 090-7411-8978）

isaonishimuta@gmail.com

様式第9号（第6条関係）
（交付対象議員用）

支 出 伝 票

		交付対象議員		整 理 番 号													
				1 — 2													
支 出 項 目		1 資料作成費		令和7年3月30日 起票													
支 払 金 額		<table><tr><td>金</td><td>額</td><td>¥</td><td>1</td><td>0</td><td>5</td><td>3</td><td>3</td><td>6</td><td>円</td></tr></table>						金	額	¥	1	0	5	3	3	6	円
金	額	¥	1	0	5	3	3	6	円								
内 容		オンライン市民アンケート作成費用（¥8,778×12ヵ月）				按分割合	100% ✓										
《領収書添付欄》																	

issues

くらしの悩みをみんなで解決

ログイン・登録

基本情報

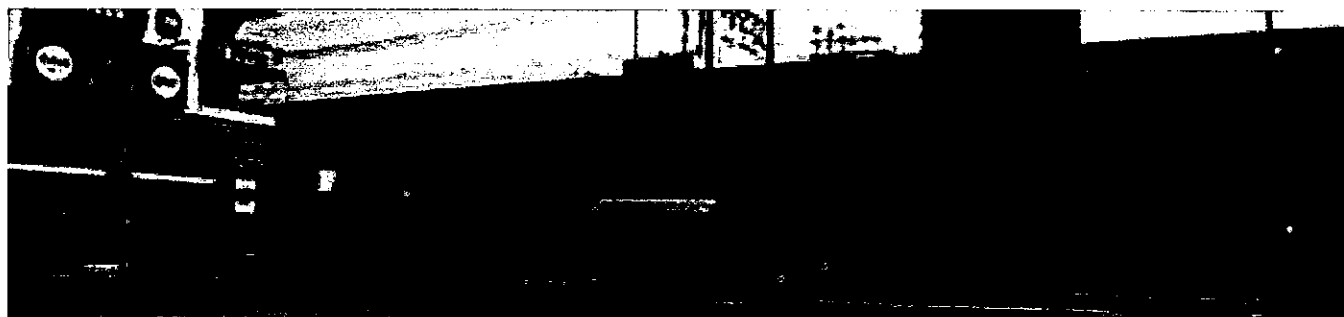


にしむた 勲

市川市議会議員

自己紹介

issuesで取り組んでいる政策



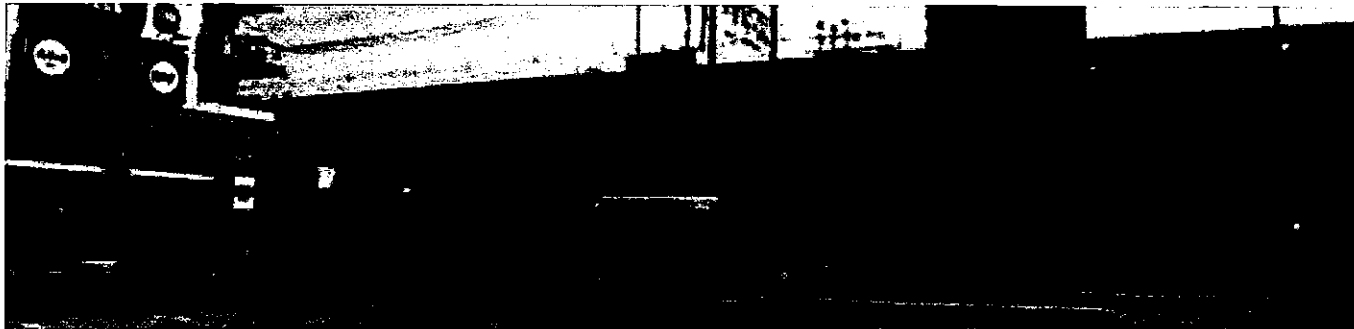


にしむた 勲

市川市議会議員

自己紹介

issuesで取り組んでいる政策



本八幡駅北口の再開発を100億円の予算に見合った
活用にしてほしい

参加者は現在19人です





地域通貨「ICHICO」をもっと便利に使えるようにしてほしい

参加者は現在1人です

(

100人まであと99人！

 賛成

 反対



三番瀬人工干潟建設に最大7億円使うことに賛成ですか？反対ですか？

参加者は現在5人です



100人まであと95人！

 **賛成**

 **反対**

領収書



請求書番号 [redacted]
領収書番号 [redacted]
支払い日 2024年4月2日
支払い方法 [redacted]

issues Co., Ltd.
〒145-0071
東京都
大田区
田園調布2-4-18
日本
+81 50-3503-0667
politician-contact@the-issues.jp

請求先
西牟田 勲
[redacted]

2024年4月2日に ¥8,778 を領収いたしました

説明	数量	単価	金額
専用トピックプラン 2024/04/02 ~ 2024/05/02	1	¥8,778	¥8,778
小計			¥8,778
合計			¥8,778
支払い金額			¥8,778

(

領収書



請求書番号 [redacted]
領収書番号 [redacted]
支払い日 2024年5月2日
支払い方法 [redacted]

issues Co., Ltd.
〒145-0071
東京都
大田区
田園調布2-4-18
日本
+81 50-3503-0667
politician-contact@the-issues.jp

請求先
西牟田 勲
[redacted]

2024年5月2日に ¥8,778 を領収いたしました

説明	数量	単価	金額
専用トピックプラン 2024/05/02 ~ 2024/06/02	1	¥8,778	¥8,778
小計			¥8,778
合計			¥8,778
支払い金額			¥8,778

領収書



請求書番号 [redacted]
領収書番号 [redacted]
支払い日 2024年6月2日
支払い方法 [redacted]

issues Co., Ltd.
〒145-0071
東京都
大田区
田園調布2-4-18
日本
+81 50-3503-0667
politician-contact@the-issues.jp

請求先
西牟田 勲
[redacted]

2024年6月2日に ¥8,778 を領収いたしました

説明	数量	単価	金額
専用トピックプラン 2024/06/02 ~ 2024/07/02	1	¥ 8,778	¥ 8,778
	小計		¥ 8,778
	合計		¥ 8,778
	支払い金額		¥ 8,778



領収書



請求書番号 [redacted]
領収書番号 [redacted]
支払い日 2024年7月2日
支払い方法 [redacted]

issues Co., Ltd.
〒145-0071
東京都
大田区
田園調布2-4-18
日本
politician-contact@the-issues.jp

請求先
西牟田 勲
[redacted]

2024年7月2日に ¥8,778 を領収いたしました

	数量	単価	金額
専用トピックプラン 2024/07/02 ~ 2024/08/02	1	¥8,778	¥8,778
小計			¥8,778
合計			¥8,778
支払い金額			¥8,778

領収書



請求書番号 [Redacted]
領収書番号 [Redacted]
支払い日 2024年8月2日
支払い方法 [Redacted]

issues Co., Ltd.
〒145-0071
東京都
大田区
田園調布2-4-18
日本
politician-contact@the-issues.jp

請求先
西牟田 勲
[Redacted]

2024年8月2日に ¥8,778 を領収いたしました

	数量	単価	金額
政策公聴プラン 2024/08/02 ~ 2024/09/02	1	¥8,778	¥8,778
小計			¥8,778
合計			¥8,778
支払い金額			¥8,778

(

領収書



請求書番号 [redacted]
領収書番号 [redacted]
支払い日 2024年9月2日
支払い方法 [redacted]

issues Co., Ltd.
〒145-0071
東京都
大田区
田園調布2-4-18
日本
politician-contact@the-issues.jp

請求先
西牟田 勲
[redacted]

2024年9月2日に ¥8,778 を領収いたしました

	数量	単価	金額
政策公聴プラン 2024/09/02 ~ 2024/10/02	1	¥8,778	¥8,778
小計			¥8,778
合計			¥8,778
支払い金額			¥8,778

領収書



請求書番号 [redacted]
領収書番号 [redacted]
支払い日 2024年10月2日
支払い方法 [redacted]

issues Co., Ltd.
〒145-0071
東京都
大田区
田園調布2-4-18
日本
politician-contact@the-issues.jp

請求先
西牟田 勲
[redacted]

2024年10月2日に ¥8,778 を領収いたしました

	数量	単価	金額
政策公聴プラン 2024/10/02 ~ 2024/11/02	1	¥8,778	¥8,778
小計			¥8,778
合計			¥8,778
支払い金額			¥8,778

領収書



請求書番号 [redacted]
領収書番号 [redacted]
支払い日 2024年11月2日
支払い方法 [redacted]

issues Co., Ltd.
〒145-0071
東京都
大田区
田園調布2-4-18
日本
politician-contact@the-issues.jp

請求先
西牟田 勲
[redacted]

2024年11月2日に ¥8,778 を領収いたしました

	数量	単価	金額
政策公聴プラン 2024/11/02 ~ 2024/12/02	1	¥8,778	¥8,778
小計			¥8,778
合計			¥8,778
支払い金額			¥8,778



領収書



請求書番号 [redacted]
領収書番号 [redacted]
支払い日 2024年12月2日
支払い方法 [redacted]

issues Co., Ltd.
〒145-0071
東京都
大田区
田園調布2-4-18
日本
politician-contact@the-issues.jp

請求先
西牟田 勲
[redacted]

2024年12月2日に ¥8,778 を領収いたしました

	数量	単価	金額
政策公聴プラン 2024/12/02 ~ 2025/01/02	1	¥8,778	¥8,778
小計			¥8,778
合計			¥8,778
支払い金額			¥8,778

領収書



請求書番号 [redacted]
領収書番号 [redacted]
支払い日 2025年1月2日
支払い方法 [redacted]

issues Co., Ltd.
〒145-0071
東京都
大田区
田園調布2-4-18
日本
politician-contact@the-issues.jp

請求先
西牟田 勲
[redacted]

2025年1月2日に ¥8,778 を領収いたしました

	数量	単価	金額
政策公聴プラン 2025/01/02 ~ 2025/02/02	1	¥8,778	¥8,778
小計			¥8,778
合計			¥8,778
支払い金額			¥8,778



領収書



請求書番号 [redacted]
領収書番号 [redacted]
支払い日 2025年2月2日
支払い方法 [redacted]

issues Co., Ltd.
〒145-0071
東京都
大田区
田園調布2-4-18
日本
politician-contact@the-issues.jp

請求先
西牟田 勲
[redacted]

2025年2月2日に ¥8,778 を領収いたしました

	数量	単価	金額
政策公聴プラン 2025/02/02 ~ 2025/03/02	1	¥8,778	¥8,778
小計			¥8,778
合計			¥8,778
支払い金額			¥8,778



領収書



請求書番号 [redacted]
領収書番号 [redacted]
支払い日 2025年3月2日
支払い方法 [redacted]

issues Co., Ltd.
〒145-0071
東京都
大田区
田園調布2-4-18
日本
politician-contact@the-issues.jp

請求先
西牟田 勲
[redacted]

2025年3月2日に ¥8,778 を領収いたしました

	数量	単価	金額
政策公聴プラン 2025/03/02 ~ 2025/04/02	1	¥8,778	¥8,778
小計			¥8,778
合計			¥8,778
支払い金額			¥8,778

様式第 9 号（第 6 条関係）
（交付対象議員用）

支 出 伝 票

		交付対象議員		整 理 番 号												
				4 - 1												
支 出 項 目		調査研修費		令和 6 年 7 月 2 0 日 起票												
支 払 金 額		<table><tr><td>金</td><td>額</td><td>¥</td><td>1</td><td>5</td><td>0</td><td>0</td><td>8</td><td>6</td><td>円</td></tr></table>					金	額	¥	1	5	0	0	8	6	円
金	額	¥	1	5	0	0	8	6	円							
内 容		函館市、札幌市視察（函館市地域交流まちづくりセンター、北海道立函館美術館、札幌市資料館）			按分割合	1 0 0 %										
《領収書添付欄》																

様式例 1

市外出張旅費明細書

出張者氏名 (1名)	にむした 勤	
日 時	令和6年7月22日～24日	
場 所 目 的	函館市（地域交流まちづくりセンターについて） 北海道（北海道立函館美術館） 札幌市（札幌市資料館）	
旅 費 額	運 賃	9,446 円
	特急料金	3,170 円
	日 当（1日3,300円）	9,900 円
	宿泊料（1泊16,500円）	33,000 円
	その他（バス等）	94,570 円
	一人あたり合計額	150,086 円
	総額（1名分）	150,086 円
備 考	旅程別紙のとおり	

領 収 証

西 井 田 勲

様

No. _____

★ ￥ 116,380 -

但 国日航空券代 (P/FCE含む)

ANA 552 東京 → 札幌
ANA 4834 札幌 → 東京

26 年 7 月 10 日

上記正に領収いたしました

内訳

税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等
税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等



東京都知事登録旅行業

有限会社 スマイルツ

〒125-0031 東京都葛飾区西

昭

登録番号 T5011802026276

TEL 03-5876-XXXX

FAX 03-3627-5838

2024 年 7 月 30 日

視察報告書

1 日目 7 月 22 日（月）

函館市地域交流まちづくりセンター

1969 年まで百貨店として使用された建物を引き継ぎ 1970～2002 年は市庁舎として使用。2007 年から、情報発信、市民交流の拠点として現在の名称でオープンし現在に至る。百貨店が運営されていた函館市中心部の好立地に公共の交流まちづくり施設が運営されていることに当施設の位置付けが感じられる。

同施設指定管理者の特定非営利活動法人 NPO サポートはこだて 函館市地域交流まちづくりセンターの[REDACTED]に、館内の展示物を説明していただく。施設の運営に対する意気込みや愛着が感じられる熱心な説明であった。

1 階ギャラリーでは、来訪時には市内小学校に通う生徒が描いたポスターが展示されていた。最も人目に付きやすい場所であることから、市民の作品展示などを積極的に行っているとのこと。

同階のパンフレットコーナーは、イベント告知のみならず商業チラシ、例えば近隣店舗の開店を告知するチラシも置かれ、あまり制限を設けることなく持ち込まれたチラシはできるだけ展示する方針で、宣伝を通じて経済活動を活性化する取り組みでもある。

他の公共移設と差別化を図り、地域住民間の交流を促進する取り組みの工夫が見られた。函館市は空港から市街地までの距離が近く、港町としての観光資源も豊富である。しかしながら人口減少には歯止めがかかっておらず、定住人口をどう確保するかという取り組みはたいへん参考になった。



函館市地域交流まちづくりセンター（左）施設内で説明を聞く （右）入り口前にて

2日目 7月23日(火)

北海道立函館美術館

同館の開館は、1986年。道南の美術活動と美術を愛好する道民の熱意の反映で、美術活動の生命線ともいえるコレクションは地域住民の強い協力を得ながら2,200点に達する。

「いちいの会」という名称のボランティアが会館以来、120～150名の会員を持ち、資料整理部、広報部、売店部などで働く。

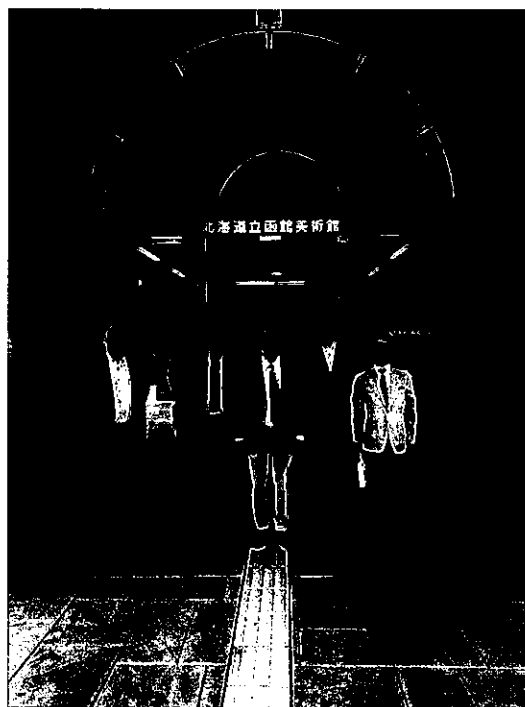
「道南ゆかりの美術館」「書と東洋美術」「文字と記号に関わる現代美術」という3つのテーマのもと、すぐれた美術作品の収集・保管を進め、美術講演会、ワークショップなどの教育普及活動、調査・研究活動にも努めている。

から館内を案内していただき、さらには学芸員から作品を解説していただく。

市民との協力関係、展覧会の企画、美術品の配置や解説等美術館の運営管理を学ぶことができた。本市における文化行政や博物館、美術館の運営を考える上でも参考になった。



北海道立函館美術館特別展示室にて



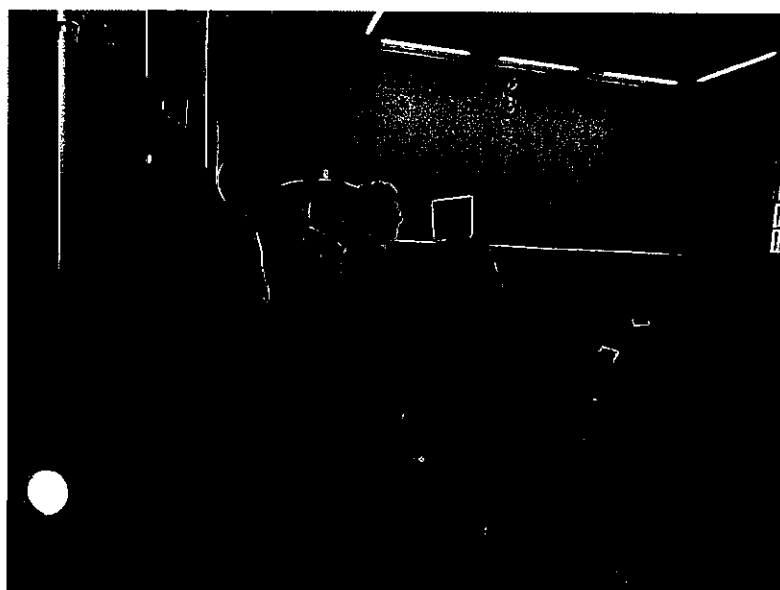
北海道立函館美術館正面玄関前にて

3日目 7月24日(水)

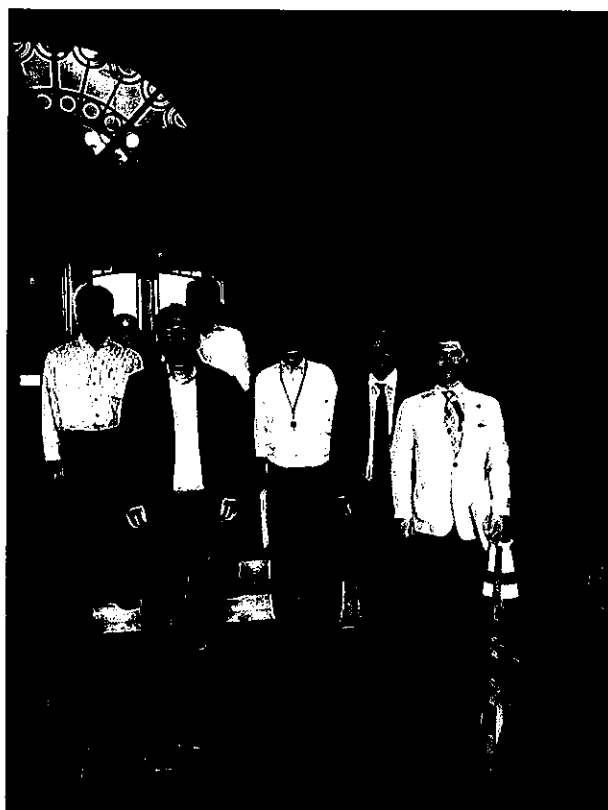
札幌市資料館

同館は1926年に札幌控訴院として建造された。控訴院は、現在の高等裁判所にあたる。1947年に札幌高等裁判所となる。1973年に、別の場所に裁判所合同庁舎が建設され、札幌市資料館として市民に開放された。2020年に国の重要文化財に指定された。

開館当初は、札幌オリンピック関係の資料や札幌にゆかりのある文学関係の資料を展示していたが、館内で歴史展示室および郷土史相談、市史編さんなどを行ってきた文化資料室が移転したことから、平成18年、控訴院時代の法廷を復元した「刑事法廷展示室」を設置された。同室では、子どもから大人までの幅広い世代向けに模擬裁判が実施される。また当時の判事、検事、弁護士の法服と帽子を、来館者が着用し記念撮影でき、好評を博している。視察当日も外国人を含む来館者が、この服装を着用して記念撮影を行っていた。日頃馴染みの薄い司法機関も、こうした体験を通じて市民に身近に感じられるとともに、法曹界を目指す人材の啓発にも役立つと考える。公共施設の在り方として有意義な事例であった。



札幌市資料館内刑事法廷展示室にて



札幌市資料館正面入り口にて

政務活動費視察旅費計算表

令和6年7月22日(月)～24日(水)
視察市町村：函館市、北海道、札幌市

旅 程
【7月22日】 本八幡駅 → 羽田空港 → 函館空港 → 十字街駅 → 《函館市地域交流まちづくりセンター》
【7月23日】 十字街駅 → 五稜郭公園前駅 → 《北海道立函館美術館》 → 五稜郭公園入口 → 函館駅 → 札幌駅
【7月24日】 札幌駅 → 北1条西12丁目 → 《札幌市資料館》 → 西11丁目駅 → 新千歳空港 → 羽田空港 → 本八幡駅

○運 賃		9,446円			
発		着	金 額	距 離	備 考
本八幡駅	⇄	羽田空港	1,466円	77.4km	
函館アリーナ前駅	→	十字街駅	250円	7.0km	函館市電
十字街駅	→	五稜郭公園前	250円	4.3km	函館市電
函館駅	→	札幌駅	6,270円	318.7km	J R
西11丁目	→	新さっぽろ	330円	12.6km	札幌市営東西線
新札幌	→	新千歳空港	880円	35.7km	J R

○その他		97,740円	
・特急料金		100k以上	3,170円
発		着	
函館駅	→	札幌駅	
・バス運賃		1.5km以上	760円
発		着	
函館空港	→	市民会館・函館アリーナ前	
五稜郭公園入口	→	函館駅前	
札幌駅前	→	北1条西12丁目	
・航空運賃		93,810円	
発		着	
羽田空港	→	函館空港	
新千歳空港	→	羽田空港	

※往復 = 「⇔」、片道 = 「→」

総距離 2,148.2km

○宿泊料(議員) 33,000円 @16,500円/泊

○日 当 9,900円 @ 3,300円/日

議員1人分計 150,086円

議員1人分計 150,086円

自由民主の会 中山議員、細田議員、加藤議員
参政党 太田議員
市民クラブ 西牟田議員

視 察

7月22日（月曜）

函館市 13：30～15：00

函館市役所

（宿泊）センチュリーマリーナ函館

7月23日（火曜）

函館市 09：30～10：30

北海道立函館美術館

（宿泊）ヴィアインプライム札幌大通<鈴蘭の湯>

7月24日（水曜）

札幌市 09：30～11：00

札幌市資料館

22日

羽田空港 ANA553 09：45 → 函館空港 11：05

23日

函館空港 ANA4854 12：10 → 新千歳空港 12：50

24日

新千歳空港 ANA068 15：30 → 羽田空港 17：10

様式第9号（第6条関係）
（交付対象議員用）

支 出 伝 票

		交付対象議員		整 理 番 号													
				4 - 2													
支 出 項 目		調査研修費		令和6年12月12日 起票													
支 払 金 額		<table><tr><td>金</td><td>額</td><td>¥</td><td>1</td><td>9</td><td>7</td><td>9</td><td>5</td><td>6</td><td>円</td></tr></table>						金	額	¥	1	9	7	9	5	6	円
金	額	¥	1	9	7	9	5	6	円								
内 容		宮古島市、豊見城市、浦添市視察（バイオエタノール生産設備施設、豊見城市歴史民俗資料展示室、浦添市美術館）				按分割合	100%										
《領収書添付欄》																	

領 収 証

西 牟 田 勲

様

No. _____

★ 7,151,520-

但 国A成信代(PFC含む) 1/5 ANA 2079 羽田→成田 1/17 ANA 420 那覇→羽田
1/16 ANA 1722 成田→那覇 那覇→羽田

26 年 12 月 9 日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等
税率		金額(税抜・税込) 7,132,245-
	%	消費税額等 7,13,275-



東京都知事登録旅行業 第2-4266号

有限会社 スマイル

〒125-0031 東京都葛飾区

TEL 03-587

FAX 03-3627-5838

登録番号 T5011802026276

日 程 表

1. 視察年月日 令和7年1月15日(水)～17日(金)
2. 視 察 地 宮古島市、豊見城市、浦添市
3. 調 査 目 的 (1) バイオエタノール生産設備施設について(宮古島市)
(2) 戦争体験等映像化事業について(豊見城市)
(3) 浦添市美術館について(浦添市)

4. 視察日程

◎1日目 1月15日(水)

午後1時00分～1時30分

羽田空港 → 宮古空港 → 宮古島バイオエタノール生産設備施設
→ 宿泊先

宮古島市視察内容	バイオエタノール生産設備施設について
株式会社 佐平建設	宮古島バイオエタノール生産設備施設
〒906-0304 沖縄県宮古島市下地字上地 744	
TEL: 0980-79-7888	担当: 企画開発部

◎2日目 1月16日(木)

午後2時30分～4時00分

宿泊先 → 宮古空港 → 那覇空港
→ 豊見城市歴史民俗資料展示室 → 宿泊先

豊見城市視察内容	戦争体験等映像化事業について
豊見城市歴史民俗資料展示室(豊見城市中央図書館内)	
〒901-0232 豊見城市伊良波 392	
豊見城市議会事務局	
〒901-0292 豊見城市宜保 1-1-1	
TEL: 098-850-0025	

◎3日目 1月17日(金)

午前10時00分～11時30分

宿泊先 → 浦添市美術館 → 那覇空港 → 羽田空港

浦添市視察内容	浦添市美術館について
浦添市美術館	
〒901-2103 浦添市仲間 1-9-2	
TEL: 098-879-3219	
浦添市議会事務局	
〒901-2501 浦添市安波茶 1-1-1	
TEL: 098-851-5057	

様式例 1

市外出張旅費明細書

出張者氏名 (1名)	にしむた 勲	
日 時	令和7年1月15日～17日	
場 所 的 目 的	宮古島市 (宮古島バイオエタノール生産設備施設) 豊見城市 (戦争体験等映像化事業について) 浦添市 (浦添市美術館)	
旅 費 額	運 賃	1,806 円
	特急料金	0 円
	日 当 (1日3,300円)	9,900 円
	宿泊料 (1泊16,500円)	33,000 円
	その他 (バス等)	153,250 円
	一人あたり合計額	197,956 円
	総額 (1名分)	197,956 円
備 考	旅程別紙のとおり	

政務活動費視察旅費計算表

令和7年1月15日(水)～17日(金)
視察市：宮古島市、豊見城市、浦添市

旅 程
【1月15日】 本八幡 → 品川 → 羽田空港第1・第2ターミナル → 羽田空港 → 宮古空港 → 沖糖前 → 《宮古島バイオエタノール生産設備施設》 → 沖糖前 → 宮古空港
【1月16日】 宮古空港 → 那覇空港 → 国内線旅客ターミナルビル → 軍機橋前 → 豊見城中央病院前 → 《豊見城中央図書館》 → 豊見城中央病院前
【1月17日】 豊見城中央病院前 → 大平 → 《浦添市美術館》 → 美術館前 → 赤平 → 儀保 → 那覇空港 → 羽田空港 → 羽田空港第1・第2ターミナル → 品川 → 本八幡

○運 賃 1,806円					
発		着	金 額	距 離	備 考
本八幡	⇔	羽田空港	1,466円	77.4km	J R・京浜急行
儀保	→	那覇空港	340円	11.9km	ゆいレール

○その他 153,250円					
・特急料金 100k以上 0円					
発		着	金 額	距 離	備 考
・バス運賃 1.5km以上 1,730円					
発		着	金 額	距 離	備 考
宮古空港	⇔	沖糖前	360円	8.6km	宮古協栄バス
国内線旅客ターミナルビル	→	豊見城中央病院前	550円	6.9km	琉球バス交通
豊見城中央病院前	→	大平	610円	12.8km	琉球バス交通
美術館前	→	赤平	210円	4.0km	東陽バス
・航空運賃 151,520円					
発		着	金 額	距 離	備 考
羽田空港	→	宮古空港	72,670円	2,020.0km	ANA1079
宮古空港	→	那覇空港	23,140円	352.0km	ANA1724
那覇空港	→	羽田空港	55,710円	1,687.0km	ANA470

※往復 = 「⇔」、片道 = 「→」

総距離 4,180.6km

○宿泊料(議員) 33,000円 @16,500円/泊

○日 当 9,900円 @ 3,300円/日

議員1人分計 197,956円

議員1人分計 197,956円

行政視察報告書

報告者 にしむた勲

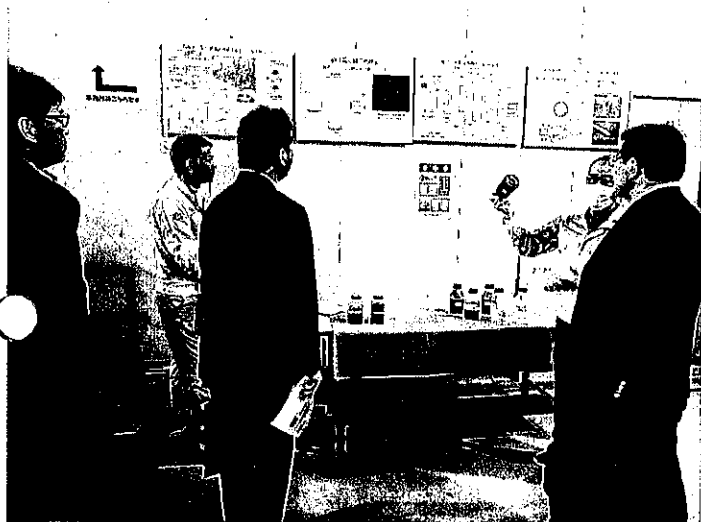
視察 1 日目 2025 年 1 月 15 日

宮古島の、バイオエタノール生産設備施設視察。宮古島の主要産業であるサトウキビを使ったンバイオエタノール生産設備を有する。現在は日本アルコール産業株式会社という民間企業が運営する。

株式会社佐平取締役商事部[] 同社企画開発部アルコール事業アドバイザー[] から、施設についての説明を受ける。宮古島は、沖縄県でも有数のサトウキビ生産地で、製糖工程の副産物である精密を利用し、バイオエタノールを作り、島内消費をすすめる事業を展開している。農作物の増産と化学肥料の減少をはかるとともに、宮古島の地下ダムの水資源を守る自然循環型システムを目指している。

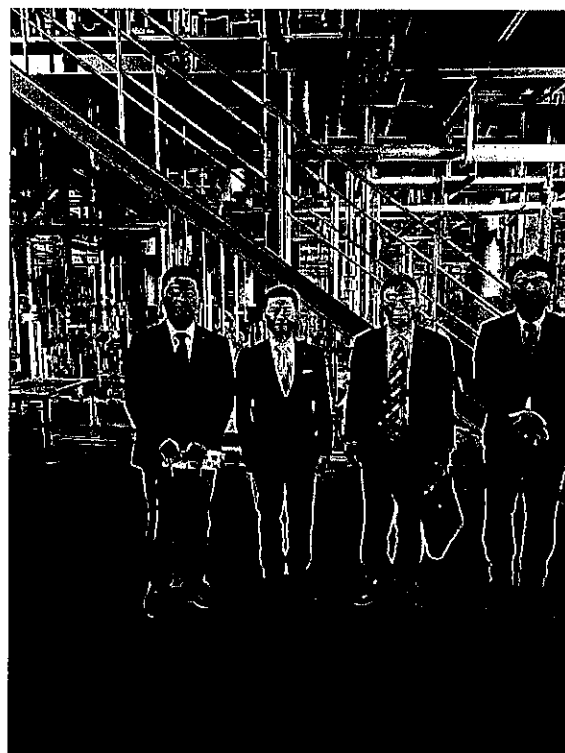
[] の説明、並びに宮古毎日新聞の報道によると、2012 年度から取り組んできた事業は、2018 年度に実証が終了した。現在、同施設では、ラム酒の精製の取り組みが進められており近々、完成する見込みとのこと。

サトウキビから得られる糖ミツを利用してバイオエタノールを製造し自動車燃料等に活用できれば再生可能エネルギーとして理想的だと考えられるが、当事業が採算に乗るのは難しいと感じた。今後は飲料アルコールに力を入れていくということだが、南国発の独自アルコール飲料が市場に出ることに期待したい。



上：[] から工程について説明を受ける様子

右：説明後、施設内にて



視察 2 日目 2025 年 1 月 16 日

豊見城市歴史民俗資料展示室を訪問。

冒頭、[] 豊見城市議会議員、同市議会事務局 [] [] から、あいさつを受ける。続いて、同市教育委員会教育部文化課 [] から、平成 29・30 年度戦争体験等映像化

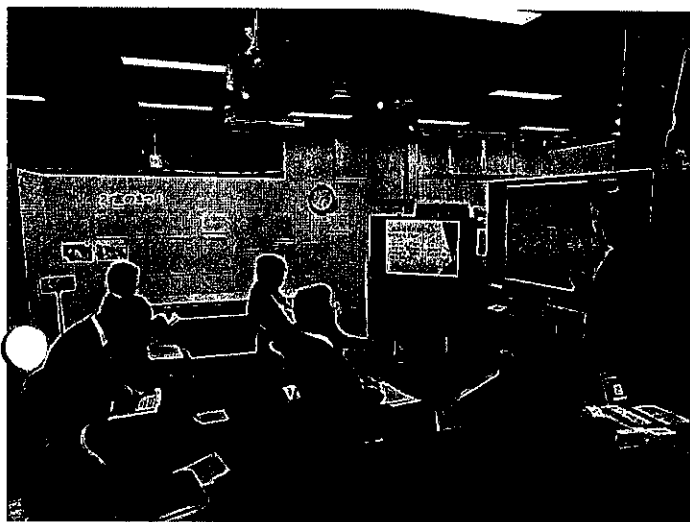
事業、「語り継ぐ受け継ぐ豊見城の戦争記憶」映像について、配布された資料を基に説明を受ける。

先の戦争で陸上戦の戦場となり、一般県民が甚大な被害を受けた沖縄においても、戦争の悲惨さ、愚かさを語り継げる体験者は僅かになっているのが現状。こうした生の声を今のうちにしっかり保存する事業の重要性を感じた。

同市は、とみぐすくデジタルアーカイブ（TGDA）を作成している。デジタルアーカイブとは、あらゆる知的資源を対象とし、その所蔵及び利用機関は文書館・公文書館・資料館・博物館・美術館・図書館等にとどまらないもの、とされている。これまで同市が所有する写真、証言、文書等の資料を貸し出すなど、平和教育、平和事業を行ってきた。それらがなかなか伝わりにくい側面があり、デジタル博物館事業として VR（ヴァーチャルリアリティ）機能をもとにした、デジタルコンテンツを作成、さらに終戦から 80 年の節目の年である令和 7 年に公開を目指している。

著作権は、同市教育委員会が有する。本事業で沖縄振興特別推進交付金事業、国から 8 割の補助が出ており、その額は平成 29・30 年度で合計 9,384 千万円にのぼる。

本市でも様々な平和啓発事業を通し、「平和の大切さ」を市民と共有する事業を行っている。直接的な戦場となった沖縄における平和行政、市民啓発事業の取り組みを学ぶことは、今後の本市における平和行政、平和教育を考える上で、大変有意義であった。



室内で説明を聞く様子



館外にて

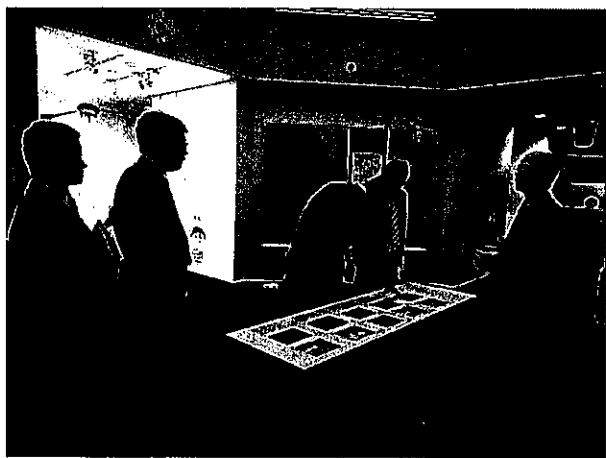
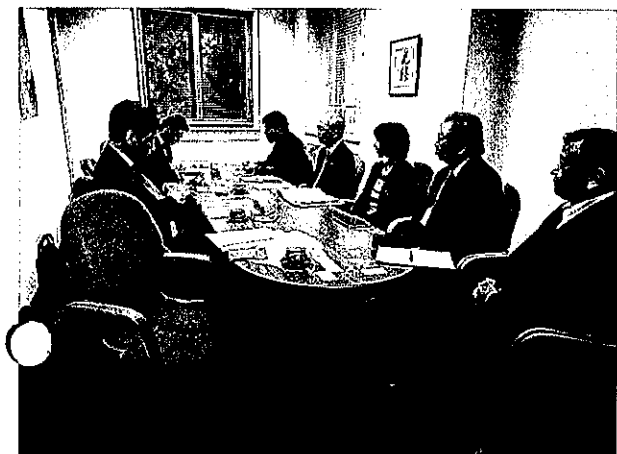
視察 3 日目 2025 年 1 月 17 日

浦添市美術館を視察。

浦添市議会事務局から、歓迎のあいさつを受ける。続いて、浦添市教育委員会教育部文化財課並びに指定管理者である、うらび運営共同企業体株式会社沖縄科学 AV センターから同館についての説明を受ける。

同館は平成元年7月1日竣工、平成2年2月1日に開館。美術館のコンセプトは、琉球漆器を中心にした漆器の美術館。建設の経緯が、昭和58年に開催された「琉球漆器の美展」で本土へ渡った王国時代の琉球漆器が県内で大きな反響を呼び、美術館建設の機運が高まったもの。

2024年にはタミヤ展 IN OKINAWA も開催され、話題になった。世界中の模型ファンを魅了するタミヤの展覧会とともに、工作教室やミニプラモデルの制作教室なども開催。来場者が1万人を超える来場者を集めた。コロナ禍期に大きく落ち込んだ来場者数もこうした企画展で回復させている。企業との協働で来館者を集客できる好例も学び、本市における博物館行政を考える上で有意義な視察であった。



左上：館内で説明を受ける様子

左下：館内の展示物を観る様子 右上：建物前にて

様式第9号（第6条関係）
（交付対象議員用）

支 出 伝 票

		交付対象議員		整 理 番 号														
				8 — 1														
支 出 項 目		8 事務費		令和7年3月30日 起票														
支 払 金 額		<table><tr><td>金</td><td>額</td><td></td><td>¥</td><td>1</td><td>0</td><td>7</td><td>3</td><td>2</td><td>2</td><td>円</td></tr></table>						金	額		¥	1	0	7	3	2	2	円
金	額		¥	1	0	7	3	2	2	円								
内 容		通信費（4月¥12,554, 5月¥11,882, 6月¥12,501, 7月¥14,423, 8月¥12,850, 9月¥15,971, 10月¥15,710 11月¥12,489, 12月¥19,289 1月¥18,054, 2月¥13,989, 3月¥13,742。上限13,000円として集計合計153,276円）				按分割合		100%										
		残額107,322円のため、支払金額は107,322円とする。																
《領収書添付欄》																		

発行年月日 2025年 3月28日

西牟田 勲 様

支払証明書

ご請求月	ご請求 コード	お支払額 (円)	うち消費税等 (円)	収納年月日	備考	請求先ご名義
2023年10月	8014829736	14,850	1,122	*****	クレジット会社決済分	西牟田 勲
2023年11月	8014829736	14,938	1,130	*****	クレジット会社決済分	西牟田 勲
2023年12月	8014829736	18,699	1,472	*****	クレジット会社決済分	西牟田 勲
2024年 1月	8014829736	20,677	1,652	*****	クレジット会社決済分	西牟田 勲
2024年 2月	8014829736	15,475	1,179	*****	クレジット会社決済分	西牟田 勲
2024年 3月	8014829736	15,260	1,159	*****	クレジット会社決済分	西牟田 勲
2024年 4月	8014829736	12,554	1,091	*****	クレジット会社決済分	西牟田 勲
2024年 5月	8014829736	11,882	4月分 1,030	*****	クレジット会社決済分	西牟田 勲
2024年 6月	8014829736	12,501	5 1,086	*****	クレジット会社決済分	西牟田 勲
2024年 7月	8014829736	14,423	6 1,261	*****	クレジット会社決済分	西牟田 勲
2024年 8月	8014829736	12,850	7 1,118	*****	クレジット会社決済分	西牟田 勲
2024年 9月	8014829736	15,971	8 1,402	*****	クレジット会社決済分	西牟田 勲
2024年10月	8014829736	15,710	9 1,378	*****	クレジット会社決済分	西牟田 勲
2024年11月	8014829736	12,489	10 1,085	*****	クレジット会社決済分	西牟田 勲
2024年12月	8014829736	19,289	11 1,703	*****	クレジット会社決済分	西牟田 勲
2025年 1月	8014829736	18,054	12 1,591	*****	クレジット会社決済分	西牟田 勲
2025年 2月	8014829736	13,989	1 1,221	*****	クレジット会社決済分	西牟田 勲
2025年 3月	8014829736	13,742	2 1,199	*****	クレジット会社決済分	西牟田 勲
合計 (クレジット会社決済分除く)			0		0	
合計 (クレジット会社決済分)			273,353		22,879	

上記の料金は、領収済であることを証明いたします。

※クレジットカードでお支払いのお客さまは、ご契約されているクレジットカード会社へ上記料金のお支払いがない場合、本証明書は無効となります。

※翌月合算請求（請求見送り）に該当するご請求月は、「うち消費税等」を非表示としております。

ご請求額に応じた消費税額につきましては、請求書にてご確認ください。